

社会福祉法人同仁会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

ワークライフバランスを推進して仕事と生活の調和を図り、男女ともに働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
2. 内容

目標：令和13年3月末日までに、職員一人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 残業の状況を把握し、検討を開始する。
- 令和8年10月～ 状況を踏まえた課題・施策を検討する。
- 令和9年度～ 検討した施策を職員に周知し実施する。
適宜、残業時間の状況確認と施策の修正を行う。

